平成２７年（フ）第１８９号
岡山県井原市青野町514番地
債務者　猪原　秀幸
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
沖縄県那覇市泉崎２丁目10番地14
債務者　新城　佑子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６３７号
千葉県市原市菊間3265番地　クレスト若宮101
債務者　原　　勉
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６６２号
千葉県浦安市北栄３丁目39番13号　鈴亀荘（２－Ａ）
債務者　岩山　　茂
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６８１号
千葉県市川市幸２丁目９番７－202号　（行徳ロイヤルハイツ）
債務者　上條　康隆
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１号
福岡県築上郡上毛町垂水318－２、住民票上の住所佐賀県小城市牛津町柿樋瀬299番地２
債務者　園田　洋行
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第７５８号
さいたま市中央区上峰３丁目７番26－303号
債務者　一ノ瀬達也
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８６０号
埼玉県志木市本町５丁目21番６号　カトレアハイツ202号
債務者　佐々木義次
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８８４号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端４丁目３番19号
債務者　関根　尚之
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１４号
埼玉県戸田市新曽南３丁目６番25－309号
債務者　宮川　政美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１６号
さいたま市北区奈良町３番地７　パールマンションＢ106、旧住所さいたま市北区奈良町３番地７　パールマンションＢ214
債務者　石橋　邦夫
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
埼玉県草加市吉町２丁目６番22－312号
債務者　村山　　均
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
山梨県甲府市富士見１丁目14番33号　コーポ大森202、住民票上の住所山梨県甲府市富士見１丁目14番33号　コーポ森202
債務者　鈴木　**敬**人
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
大阪府泉大津市板原町４丁目14番３号メゾンドシェーブル101号
債務者　山中　正弘
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地36棟504号
債務者　藤原　美幸（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４２８号
大阪府泉佐野市東佐野台12番14号
債務者　太田かおり
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２０８号
札幌市北区北35条西９丁目３番10号　コーポマジョルカ202号
債務者　橋本　則保
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部